

# 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第9条第2項の規定に基づく適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準

## 1 適用範囲

この基準は、条例第2条第4号に規定する野良猫（以下「猫」という。）に対し、継続的に又は反復して給餌（給水を含む。以下同じ。）を行うものに適用する。ただし、この基準に定める方法によらない給餌（以下「基準外の給餌方法」という。）であっても、基準外の給餌方法によることについて、給餌を行う場所（以下「給餌場所」という。）の周辺の住民（以下「周辺住民」という。）の理解の下に行われていると認められるもの又は基準外の給餌方法によることが周辺住民の生活環境に支障を生じさせることを防止するうえで合理的であり若しくは支障を生じさせるおそれがないと認められるものにあっては、この限りでない。

## 2 周辺住民の生活環境への配慮

- (1) 給餌を行う者（以下「給餌者」という。）は、給餌を開始しようとするときは、別に定める場合を除き、給餌場所の存する場所の自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体又は周辺住民（以下「周辺住民等」という。）に給餌者又は責任者及びその連絡先を示すこと。
- (2) 給餌者は、周辺住民等から、正当な方法により求められたときは、活動の内容及び状況並びに周辺住民の生活環境への支障の防止又は除去（以下「支障の防止等」という。）の方法について説明すること。
- (3) 給餌者は、周辺住民等から、正当な方法及び内容により、この基準の遵守その他支障の防止等を求められたときは、これに誠実に対処すること。

## 3 給餌者の体制

給餌者の体制は、周辺住民の生活環境に支障を生じさせないよう、適切な管理が可能なものとすること。

- ア 複数人により実施するよう努めること。
- イ 給餌者に周辺住民を含めること。

## 4 給餌場所

給餌場所は、給餌者の自宅又は給餌者が正当な権原に基づき給餌を行うことができる場所（以下「自宅等」という。）に設けること。

## 5 給餌を行う時間帯

給餌を行う時間帯は、早朝、深夜を避け、決まった時間帯に行うこと。

## 6 清潔の保持

給餌場所（給餌場所に設ける設備等を含む。）及びその周辺は、常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺住民の生活環境に支障を生じさせないこと。

ア 餌は、適切に取り扱うこと。

- (イ) 餌となりうる残飯ごみ等を放置しないこと。
- (ロ) 置き餌をしないこと。
- (ハ) 与える餌の量は、猫が一度に食べ切れるものにとどめること。
- (オ) 餌は、直接地面等にまかず、容器を使用する等により、地面等を清潔に保つこと。

(ホ) 猫が餌を食べ終えた後は、使用した容器等を直ちに回収し、周囲に飛散した食べ残し等があれば回収すること。

イ ふん尿等を適切に処理すること。

- (イ) ふん尿や毛その他の汚物（以下「ふん尿等」という。）はすみやかに処理し、腐敗や飛散を防止すること。
- (ロ) 周辺住民の理解が得られる場合は、給餌者の自宅等内に猫用のトイレを設置し、常に砂を入れ替え、当該トイレを清潔に保つこと等により、猫が当該トイレでふん尿を排せつするよう促すこと。
- (ハ) 周辺住民の了解が得られる場合は、周辺住民の自宅その他の管理する場所になされた給餌を行っている猫のふん尿等についても適切に処理すること。

## 7 給餌を行う猫

給餌を行う猫は、次に掲げるものに限ること。

ア 生殖を不能とするための手術（以下「避妊去勢手術」という。）を受けたもの

イ 避妊去勢手術を行うことを目的とするもの

ウ 猫を適正な飼養環境の下に置くため、保護又は譲渡することを目的とするもの

## 8 頭数の管理

給餌を行う猫の数は、周辺住民の生活環境に支障を生じさせないよう、適切な管理が可能となる範囲内とすること。

ア 猫の頭数は、給餌者1人につき5頭以下を目安とすること。

イ 猫は、種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、避妊去勢手術の実施

の有無その他の特徴、状況等により、その個体を特定して管理し、それ以外のものに給餌を行わないこと。

ウ 管理のため必要があるときは、記録を取ること。

エ 7イ又はウに掲げるものに給餌を行うときは、捕獲又は保護若しくは譲渡のための計画を立て、実行すること。

オ 猫が繁殖したときは、適切な時期に保護、譲渡等を行うことにより子猫を適正な飼養環境の下に置くことその他適正な措置を探すこと。

#### 9 猫の保護、譲渡等の取組

給餌を行っている猫を適正な飼養環境の下に置くため、保護や譲渡等に取り組むこと。

#### 10 実施時期

この基準は、平成27年7月1日から実施する。